

東松監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年3月18日

東松島市監査委員 土井 一郎

東松島市監査委員 土井 光正

# 令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象範囲

財政援助団体等に関する令和4年度及び令和5年度に係る出納その他の事務執行状況

### (2) 対象財政援助団体

- ア 社会福祉法人東松島市社会福祉協議会
- イ 特定非営利活動法人東松島市スポーツ協会

## 3 監査の着眼点

以下の着眼点で実施した。

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は、符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は、適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は、適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は、適正か。
- (6) 補助金等の執行に関し、内部統制は、有効に機能しているか。
- (7) 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は、適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (9) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は、適切か。
- (10) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は、適切か。
- (11) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## 4 監査の主な実施内容

監査実施日のおおむね1か月前に対象課から提出された資料を基に、出納その他の事務の執行が適正に行われているか、財政援助により所期の目的が達成されているかについて、関係書類及び関係者からの聴取により確認した。

## 5 監査の実施日及び場所

### (1) 社会福祉法人東松島市社会福祉協議会

実施日：令和6年1月29日（月）

場所：東松島市老人福祉センター

対象課：保健福祉部福祉課

監査対象：令和4年度及び令和5年度東松島市社会福祉協議会補助金

### (2) 特定非営利活動法人東松島市スポーツ協会

実施日：令和6年1月30日（火）

場所：東松島市体育館

対象課：教育委員会教育部生涯学習課

監査対象：令和4年度及び令和5年度東松島市体育協会事業補助金

## 6 監査の結果

財政援助に係る令和4年度及び令和5年度の出納その他の事務執行状況は、おおむね適正であると認められた。